

徳島県立小松島高等学校いじめ防止基本方針

徳島県立小松島高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) すべての教育活動を通し、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成する。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうるとともに、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持ち、早い段階から複数の教職員が関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見や通報があった場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) 生徒の悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の構成
管理職や主幹教諭、指導教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、人権教育担当教員、学年主任、養護教諭、ホームルーム担任、部活動顧問、スクールカウンセラー等により構成する。場合によっては、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。
- (2) 組織の役割
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② 生徒や保護者、教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ④ 対策会議を開いて、情報の共有や関係生徒への事実関係の聴取など指導や支援の方針を決定し、迅速に対応するとともに保護者との連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮しながら、教員に相談すれば秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者からの相談も直接受け止められるような体制作りを努める。
- (4) 相談の内容によっては、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報し周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 教育・指導場面
 - ① 「いじめは決して許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
 - ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ち共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - ③ すべての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
 - ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
 - ⑦ ホームルーム活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
 - ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
 - ⑨ 生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
 - ⑩ 生徒の言葉や態度等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
 - ⑪ 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
 - ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じて指導を行う。
- (2) 家庭・地域社会との連携
- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
 - ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
 - ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さないように気を配る。
- (3) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（7月、12月、3月）に実施することに加え、「個別面談」等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視するこ

となく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。

- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
 - ④ いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめられた生徒、保護者への支援
 - ① いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬく。
 - ② いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
 - ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
 - ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
 - (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言
 - ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
 - ② いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
 - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
 - ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
 - (4) 他の生徒への指導
 - ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
 - ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
 - ③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。
 - (5) 教育委員会等への報告と連携
いじめを認知した場合は、学校長が速やかに県教育委員会に報告し適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。
 - (6) 関係機関への相談・通報
 - ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
 - ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を計画的に行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、重大事態として直ちに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と連携して対処する。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたかを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次年度の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

	いじめの防止等の対策のための組織・校内研修等	1年	2年	3年
4月	いじめ防止基本方針の説明	個人面談 教育相談月間 人権問題意識調査	個人面談 教育相談月間	個人面談 教育相談月間
5月	人権教育・特別支援教育研修 PTA総会 保護者向けチェックリスト配付	校外清掃奉仕活動あ いさつ運動 ボランティア活動	校外清掃奉仕活動あ いさつ運動 ボランティア活動	校外清掃奉仕活動 あいさつ運動 ボランティア活動
6月		人権学習HR活動 ボランティア活動	人権学習HR活動 ボランティア活動	人権学習HR活動 ボランティア活動
7月	いじめアンケート調査 アンケート調査分析 人権問題講演会	あいさつ運動 三者面談 教育相談月間 人権問題講演会 球技大会 ボランティア活動	あいさつ運動 三者面談 教育相談月間 人権問題講演会 球技大会 ボランティア活動	あいさつ運動 三者面談 教育相談月間 人権問題講演会 球技大会 ボランティア活動
8月		ボランティア活動	ボランティア活動	ボランティア活動
9月		文化祭・体育祭 ボランティア活動	文化祭・体育祭 ボランティア活動	文化祭・体育祭 ボランティア活動
10月	人権教職員研修	人権学習HR活動 あいさつ運動 ボランティア活動	人権学習HR活動 あいさつ運動 ボランティア活動	人権学習HR活動 あいさつ運動 ボランティア活動
11月		人権週間 校内意見発表会	人権週間 校内意見発表会	人権週間 校内意見発表会
12月	いじめアンケート調査 アンケート調査分析	教育相談月間 あいさつ運動 球技大会 ボランティア活動	教育相談月間 あいさつ運動 球技大会 ボランティア活動	教育相談月間 あいさつ運動 球技大会 ボランティア活動
1月		修学旅行	遠足	人権学習HR活動
2月		人権学習HR活動	人権学習HR活動	
3月	いじめアンケート調査 アンケート調査分析 1年間の取組の評価と改善 次年度の計画	あいさつ運動 球技大会	あいさつ運動 球技大会	

※ 毎週木曜日を「自主自立の日」とし、人としてのあり方・生き方に関する道徳的内容の文章を用いてホームルーム活動で学習する。

